

< 308～310 例目：海士町内 >

【患者について】

1. まず、患者さんについてです。
2. 患者さんは、いずれも「海士町在住」の方です。
年代、性別は本人の同意が得られておりませんので、公表は差し控えさせていただきます。
3. 患者さんのうち、県内309例目の患者さんは、
県立学校の教職員です。
この患者さんの勤務状況や教育委員会の対応等については、この後、教育委員会から説明いたします。
4. いずれの患者さんも、発熱等の症状があったことから、4月20日（火）に医療機関を受診され、検査を実施したところ「陽性」が判明したものです。
5. 次に、症状についてです。
308例目の患者さんは、16日（金）から37度台の発熱、倦怠感、頭痛、全身筋肉痛の症状があり、その後、19日（月）から、咳、息苦しさ、味覚異常があり、現在は、倦怠感、咳、息切れがありますが、「軽症」です。
309例目の患者さんは、20日（火）から37度台の発熱、鼻詰まりの症状があり、現在は、喉の腫れ、鼻詰まりがありますが、「軽症」です。
310例目の患者さんは、17日（土）から38度台の発熱がありますが、現在は、症状がありません。
6. なお、今後、保健環境科学研究所で変異株かどうか

かのスクリーニング検査を実施する予定です。

7. 患者さんはいずれも、本日、感染症対策を講じた医療機関に入院されています。

【現時点での行動歴】

8. 隠岐保健所においては、感染拡大防止のため、昨日から行動履歴や、濃厚接触者についての調査を行っており、現時点で把握できた行動歴等について説明します。

患者さんの行動歴の調査や検査を進めるなかで、感染拡大防止のために公表すべき情報があれば、改めて、情報提供します。

＜発症日（無症状者は検体採取日）の2日前以降の行動＞

9. 発症日の2日前以降の患者さんの行動についてです。この間は、患者さんから他の方に感染する可能性がある期間であり、感染のおそれの高い濃厚接触者を確認するための調査です。

（308例目の患者さんの行動歴）

10. 308例目の患者さんについては、発症日の16日（金）の2日前の14日（水）以降の行動になります。

① 患者さんは、14日（水）、15日（木）、

16日（金）に仕事に出ておられますが、接触者は特定できています。

- ② 17日（土）以降は、基本的には自宅で過ごしておられ、日常生活での接触者は特定できています。
- ③ 20日（火）は、医療機関で検査を受けておられ、受診後は、入院までの間、外出はしておられません。
- ④ この間に、患者さんと接触があった方については、検体を採取し、PCR検査を実施します。

（309例目の患者さんの行動歴）

11. 309例目の患者さんについては、発症日の20日（火）の2日前の18日（日）以降の行動になります。

- ① 患者さんは、19日（月）に仕事に出ておられますが、接触者は特定できています。
- ② 20日（火）は、医療機関で検査を受けておられ、受診後は、入院までの間、外出はしておられません。
- ③ この間に、患者さんと接触があった方については、検体を採取し、PCR検査を実施します。

（310例目の患者さんの行動歴）

12. 310例目の患者さんについては、発症日の17日（土）の2日前の15日（木）以降の行動になります。

- ① 患者さんは、15日（木）、18日（日）は基本的には自宅で過ごしておられ、日常生活での接触者は特定できています。
- ② 16日（金）、17日（土）、19日（月）に仕事に出ておられますが、接触者は特定できています。
- ③ 20日（火）は、医療機関で検査を受けておられ、受診後は、入院までの間、外出はしておられません。
- ④ この間に、患者さんと接触があった方については、検体を採取し、PCR検査を実施します。

<発症日（無症状者は検体採取日）の14日前の行動>

13. 次に、発症日の14日前までの行動について、把握した情報について、説明します。

この間に、患者さんがどこから感染したのか、この患者さん以外に感染者はいないのか、を調査するものです。

- ① 患者さんはいずれも、この間に島外との往来はありません。
- ② 行動歴の詳細については、現在、調査を進めています。

【県民の皆さん、報道機関の皆さんへ】

14. 本日発表した患者さんの接触者については、特定を進めており、保健所から連絡をとっておりますので、冷静に対応をお願いします。
15. 県としては、濃厚接触者及び接触者の調査を積極的に行うとともに、接触があった方については、幅広くPCR検査など必要な検査を実施し、感染拡大の防止に努めてまいります。
16. 県民の皆さまにおかれては、これまでもお願いしておりますとおり、感染拡大防止のため、発熱等の症状があった場合は、まずは、かかりつけ医又は健康相談コールセンターにご連絡いただき、早めに受診していただきますよう、お願いします。
17. また、県から提供する情報に基づき、冷静な対応をお願いします。
18. 個人を特定する行為や、患者さんへの誹謗中傷が広がったりすれば、その後の事案で、保健所への情報提供や、そもそも感染や症状を名乗り出ることを控えるなどの悪影響が懸念され、かえって、広く感染拡大が県民に及びかねないという状況になることが懸念されます。
19. 患者さんの人権を守り、感染拡大を防止するために、個人を特定する行動や、患者さんへの誹謗中傷は許されませんので、厳に謹んでいただきますよう、

お願いします。

20. 県では、患者さんの行動歴の公表は、個人の特定につながることはないように、感染拡大を防止するために必要な場合に限っております。

県が公表する情報が具体的でないために、様々な推測や憶測がなされる場合がありますが、県が公表している内容を超える内容は事実とは限りませんので、注意してください。

21. また、県では、感染のおそれが高い濃厚接触者だけでなく、感染拡大を未然に防止するために、必要に応じて、接触があった方などに幅広く検査を実施することとしております。

そのため、検査を受けるということだけで、出勤、登園、登校をしないよう求めること、ましてや、検査を受けた方のご家族など、関係者までに、そうしたことを求めることは、過剰な対応となりますので、控えていただきますようお願いいたします。

22. また、新型コロナウイルス感染症の治療等に当たる医療従事者の方は、県民の命と健康を守るため、日夜、医療現場の最前線で懸命に努力されています。

医療現場で働く方を思いやる気持ちをもって対応いただくようお願いいたします。

23. 報道機関の皆様には、引き続き、患者さん、周囲の方への配慮、プライバシーを尊重した報道に、ご配慮願います。

24. 全国的に感染者の発生が増加しており、県内においても、感染事例が続いて確認されております。
こうした状況においては、継続的な感染対策の実施が必要です。
25. 県民の皆様におかれては、職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まるとして、政府が注意喚起をしている、「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意していただくとともに、
引き続き、
- ① 「三つの密」の回避
 - ② 「人と人との距離の確保」
 - ③ 「マスクの着用」
 - ④ 「手洗いなどの手指衛生」
- など、基本的な感染対策に継続して取り組んでいただくよう、お願いします。